志布志市健全化判断比率等を公表します

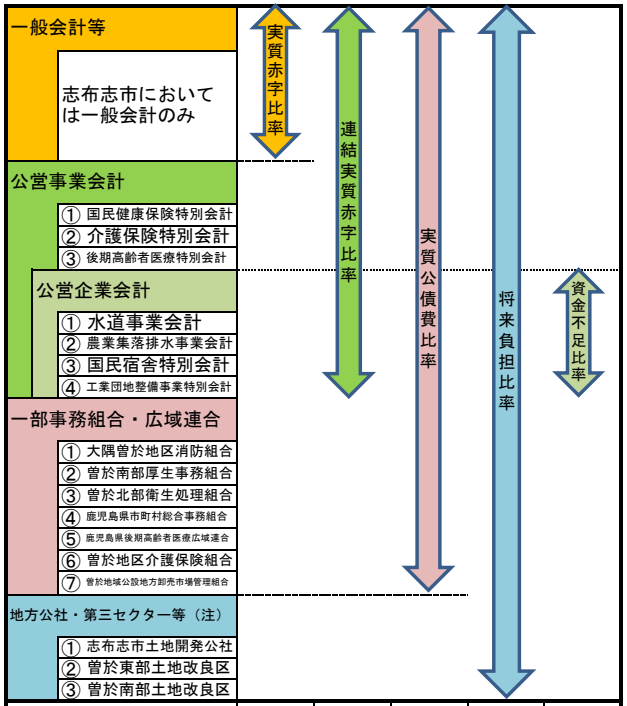
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第22条第１項に規定に基づき、志布志市の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」といいます。）により、地方公共団体は、毎年度決算に基づき健全化判断比率（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」）の４指標と公営企業ごとの「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表することとなっています。このことから、志布志市の健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果について公表します。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となった会計は、下表のとおりです。志布志市の令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、早期健全化基準及び経営健全化基準を全て下回っています。

実質公債費比率が改善した主な要因は、普通交付税が１億3,454万８千円増加し、元利償還金の額が8,828万４千円減少したことなどによるものです。

なお、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っているものの志布志市の財政状況が厳しいことに変わりはなく、これからも行財政改革を推進し、健全な財政運営を図っていく必要があります。



	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
令和７年度 志布志市	－	－	9.8	－	－
早期健全化基準 （イエローカード） ※資金不足比率については、経営健全化基準	13.10	18.10	25.0	350.0	20.0
財政再生基準 （レッドカード）	20.00	30.00	35.0		
令和６年度 志布志市	－	－	10.1	－	－
令和５年度 志布志市	－	－	10.8	－	－

（注）：第三セクター等については、出資比率に関わらず志布志市が第三セクター等の債務に損失補償を付している団体を掲載しています。
また、実質黒字の場合は「－」と記載してあります。

『財政健全化法』って何だろう？

財政健全化法とは、北海道夕張市の財政破たんを未然に防ぐ目的で、国が早期健全化段階へ（イエローカード）、財政再生段階へ（レッドカード）の段階ごとに地方公共団体の財政の悪化をチェックする公共団体の財政の健全化に関する法律です。

『財政破たん』って何だろう？

財政破たんとは、一般的な財政規模に対して赤字額が標準的な財政規模を超えた状態をいいます。

財政破たんすると、国の関与と再建のもと、ビスの低下や公共料金などの引き上げや市民生活に大きな影響を及ぼすことになります。

どうやって健全度を判断するの？

財政健全化法では、普通会計と公営企業会計を含めた全会計を対象とした実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４つの指標を用いて健全度を判断します。

基準を超えるとどうなるの？

早期健全化基準を超えた場合

自主的な改善努力により財政の健全化を図ることになりますが、外部監査の実施が義務付けられます。

経営健全化基準を超えた場合

公営企業ごとに経営健全化計画を策定し、自主的かつ全面的に経営の健全化を図ることとなります。

財政再生基準を超えた場合

管理財政再生団体となると、財政運営が制約されることになります。

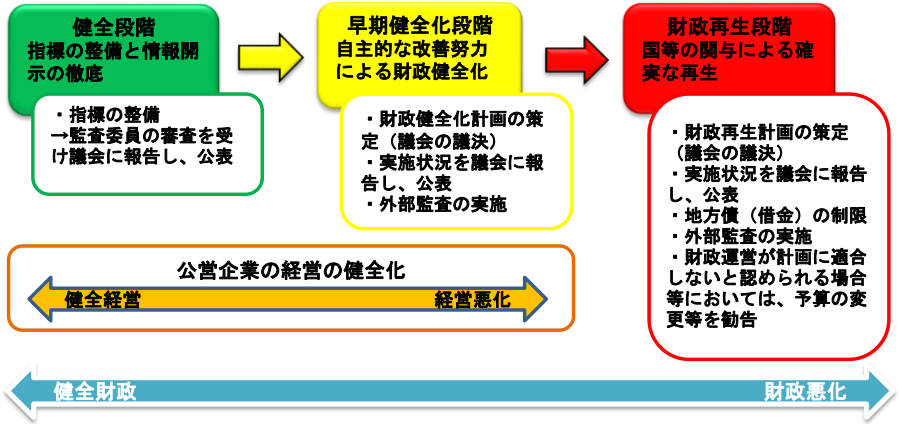
早期健全化が課せられます。

実施状況は、毎年外部監査の実施が義務付けられます。

それぞれの計画を作ったあとはどうするの？

計画策定後は、議会の報告することとなります。

決算を各会計の報告することとなります。



実質赤字比率

※実質赤字額はありません。

１年の間に入ってきた金額（歳入）より使った金額（歳出）が多い場合、その余計に使った額が赤字となります。

一般会計のみの赤字の有無を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。この比率が高いほど、財政運営が深刻な状況となります。

志布志市は一般会計において実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じていません。

連結実質赤字比率

※連結実質赤字額はありません。

市の全ての会計を連結して市全体としての赤字の有無を指標化し、市全体における収支が健全かどうか把握しようとするものです。

志布志市は、全ての会計において実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じていません。

実質公債費比率　9.8%

その年度の歳出に占める公債費（借金）や公債費に準ずるものの割合を指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

この数値が前年度より高くなると、その分、他の歳出を削らなければ支払えないということになります。

よって、財政の弾力性が低下し、他の経費節減をしないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まります。

将来負担比率

※将来負担比率は充当可能財源が将来負担額を上回ったため、算定されませんでした。

一般会計における公債費（借金）や損失補償を行っている第三セクター等に係るものを含め、市が将来的に支払っていく可能性のある実質的な負債額の割合を示す指標です。

この比率が高い場合、市の財政規模に比べて将来負担が大きいということになり、将来財政運営を圧迫する可能性があります。

資金不足比率

※資金不足額はありません。

公営企業の資金不足（赤字）を料金収入と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。

公営企業ごとに算定し、経営状況を判断します。

公営企業会計に資金不足（赤字）があり経営状況が悪化すれば、市としてその赤字に対処しなければならず、市の負担も増大することになり、財政運営に大きな影響を与えることとなります。

この比率が高くなるほど、料金収入等により赤字を解消することが難しくなるので、経営状況に問題があることとなります。